

(別表)

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）の別表番号	付帯的な機能のリストを作成した適合性認証基準
377	耳管機能検査装置
397	X線CT組合せ型ポジトロンCT装置
398	ポジトロンCT組合せ型SPECT装置
400	超音波プローブ ^{せん} 穿刺用キット
401	ホルタ解析装置
403	超音波プローブ ^{せん} 用穿刺針装着器具